

## Ⅱ. 人権が尊重される社会の形成

### Ⅱ-1 配偶者等からの暴力の防止

#### 1 配偶者からの暴力に関する相談件数・相談の状況

付表 Ⅱ-1-1 (1) 配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談件数の推移(都・全国)

<都>

(単位：件)

区 分	平成14 (2002)年度	平成15 (2003)年度	平成16 (2004)年度	平成17 (2005)年度	平成18 (2006)年度
配偶者暴力相談支援センター	7,300	9,127	9,511	9,766	8,812
東京ウィメンズプラザ	3,465	4,615	4,948	5,554	4,962
東京女性相談センター	3,835	4,512	4,563	4,212	3,850

注1：都の配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター）に寄せられた配偶者暴力に関する相談件数。

注2：配偶者暴力相談支援センターとなるのは、平成14年4月1日（配偶者暴力防止法施行日）以降である。

資料：東京都生活文化スポーツ局調べ

<全国>

(単位：件)

区 分	平成14 (2002)年度	平成15 (2003)年度	平成16 (2004)年度	平成17 (2005)年度	平成18 (2006)年度
配偶者暴力相談支援センター(全国)	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528

注1：施設数は、平成18年11月現在171か所。

注2：件数は、被害者本人からの相談件数。

付表 Ⅱ-1-1 (2) 配偶者からの暴力に関する相談件数(全国)

区分	施設数 (箇所)	件数	構成割合 (%)
婦人相談所	47	37,276	63.7
女性センター	19	11,661	19.9
福祉事務所	76	6,734	11.5
児童相談所	9	1,336	2.3
その他(県庁等)	20	1,521	2.6
合 計	171	58,528	100.0

注1：施設数は、平成18年11月1日現在 171か所

注2：件数は、被害者本人からの相談件数。

資料：内閣府男女共同参画局

「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」  
平成18年度

付表 II-1-2 配偶者からの暴力に関する相談の状況(都)

(単位：件)

区 分	平成14 (2002)年度	平成15 (2003)年度	平成16 (2004)年度	平成17 (2005)年度	平成18 (2006)年度
配偶者暴力相談支援センター	7,300	9,127	9,511	9,766	8,812
東京ウィメンズプラザ	3,465	4,615	4,948	5,554	4,962
東京女性相談センター	3,835	4,512	4,563	4,212	3,850
婦人相談員	2,659	3,179	3,544	3,635	4,780
警視庁	904	1,041	1,328	1,575	1,873

配偶者暴力相談支援センター：東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの総数

婦人相談員：東京都が厚生労働省に報告している件数。売春防止法に基づき、東京都女性相談センター、福祉事務所・支庁等で、保護や援助を必要とする女性の早期発見、相談、指導等にあたる。

資料：東京都生活文化スポーツ局調べ

付表 II-1-3 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の状況(都)

＜女性被害者の年齢＞

区 分	件数	(%)
20歳未満	22	(0.3)
20歳代	584	(8.0)
30歳代	2,065	(28.2)
40歳代	1,226	(16.7)
50歳代	541	(7.4)
60歳代	367	(5.0)
不明	2,515	(34.4)
計	7,320	(100.0)

＜加害者との婚姻関係＞

区 分	件数	(%)
婚姻届出あり	6,153	(84.1)
婚姻届出なし	418	(5.7)
届出有無不明	388	(5.3)
離婚済	361	(4.9)
計	7,320	(100.0)

注：女性被害者本人からの相談のみ

注：平成18年4月から3月分

資料：東京都生活文化スポーツ局調べ

## 2 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

付表 II-1-4 (1) 平成19年中に警察が取り扱った配偶者暴力の状況(全国)

### <配偶者暴力に係る対応の推移>

区分	平成14 (2002) 年	平成15 (2003) 年	平成16 (2004) 年	平成17 (2005) 年	平成18 (2006) 年	平成19 (2007) 年	対前年増減数	
単位	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	%
医療関係者からの通報 (法第6条第2項)	40	31	32	50	53	56	+3	(+5.7)
裁判所からの書面の提出要求 (法第14条第2項)	1,059	1,293	1,541	2,025	2,172	2,162	-10	(-0.5)
裁判所からの更なる説明要求 (法第14条第3項)	15	4	2	32	12	9	-3	(-25.0)
裁判所からの保護命令通知 (法第15条第3項)	1,176	1,499	1,774	2,178	2,247	2,239	-8	(-0.4)
接近禁止命令のみ	832	1,075	1,176	1,657	1,722	1,680	-42	(-2.4)
退去命令のみ	4	5	5	4	8	7	-1	(-12.5)
接近禁止命令 ・退去命令	340	419	593	517	517	552	+35	(+6.8)
保護命令違反検挙 (法第29条)	40	41	57	73	53	85	+32	(+60.4)

資料：警察庁「配偶者からの暴力事案の対応状況について」

付表 II-1-4 (2) 平成19年中に警察が取り扱った配偶者暴力の状況(全国)

＜被害者と加害者の関係＞

区 分	件数	(%)
婚姻関係	15,515	(73.9%)
婚姻関係を解消	2,493	(11.9%)
内縁関係	2,527	(12.0%)
内縁関係を解消	457	(2.2%)
総計	20,992	(100.0%)

注：「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

＜被害者の性別＞

区 分	件数	(%)
女性	20,704	(98.6%)
男性	288	(1.4%)
総計	20,992	(100.0%)

＜被害者と加害者の年齢＞

区 分	被害者		加害者	
	件数	(%)	件数	(%)
～19歳	270	(1.3%)	98	(0.5%)
20～29歳	4,459	(21.3%)	3,107	(15.1%)
30～39歳	7,825	(37.3%)	7,006	(34.1%)
40～49歳	4,445	(21.2%)	4,910	(23.9%)
50～59歳	2,217	(10.6%)	2,958	(14.4%)
60～69歳	1,182	(5.6%)	1,657	(8.1%)
70歳～	567	(2.7%)	804	(3.9%)
総計	20,965	(100.0%)	20,540	(100.0%)

注：年齢不詳（被害者：27件、加害者：452件）を除く。

資料：警察庁「配偶者からの暴力事案の対応状況について」平成19年

### 3 配偶者暴力による一時保護件数

付表 II-1-5 配偶者暴力による一時保護利用者の推移(都)

(単位：人)

区分	母子	単身	計
平成11(1999)年度	95	72	167
平成12(2000)年度	127	100	227
平成13(2001)年度	161	175	336
平成14(2002)年度	277	212	489
平成15(2003)年度	338	276	614
平成16(2004)年度	326	283	609
平成17(2005)年度	322	286	608
平成18(2006)年度	385	258	643

資料：東京都生活文化スポーツ局調べ

付表 II-1-6 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数(全国)

区分	要保護女子	(同伴家族)	うち夫等の暴力を理由とする者	
	(人)		(人)	(人)
平成13(2001)年度	4,823	3,085	2,680	55.5
平成14(2002)年度	6,261	4,642	3,974	63.5
平成15(2003)年度	6,447	5,029	4,296	66.6
平成16(2004)年度	6,541	5,518	4,535	69.3
平成17(2005)年度	6,449	5,285	4,438	68.8
平成18(2006)年度	6,359	5,478	4,565	71.8

注：一時保護委託分を含む。

資料：厚生労働省調べ

#### 4 配偶者間における犯罪の検挙件数

付表 II-1-7 配偶者間における犯罪の検挙件数(全国)

(単位：件)

区分	平成11 (1999) 年度	平成12 (2000) 年度	平成13 (2001) 年度	平成14 (2002) 年度	平成15 (2003) 年度	平成16 (2004) 年度	平成17 (2005) 年度	平成18 (2006) 年度
殺人	170	197	191	197	215	206	218	179
うち夫によるもの	105 (61.8%)	134 (68.0%)	116 (60.7%)	120 (60.9%)	133 (61.9%)	127 (61.7%)	126 (57.8%)	117 (65.4%)
傷害	403	888	1,097	1,250	1,269	1,198	1,342	1,353
うち夫によるもの	375 (93.1%)	838 (94.4%)	1,065 (97.1%)	1,197 (95.8%)	1,211 (95.4%)	1,143 (95.4%)	1,264 (94.2%)	1,294 (95.6%)
暴行	36	127	156	219	234	290	379	707
うち夫によるもの	36 (100.0%)	124 (97.6%)	152 (97.4%)	211 (96.3%)	230 (98.3%)	284 (97.9%)	359 (94.7%)	671 (94.9%)
合計	609	1,212	1,444	1,666	1,718	1,694	1,939	2,239
うち夫によるもの	516 (84.7%)	1,096 (90.4%)	1,333 (92.3%)	1,528 (91.7%)	1,574 (91.6%)	1,554 (91.7%)	1,749 (90.2%)	2,082 (93.0%)

注：配偶者には内縁関係にある者を含む。

資料：警察庁「平成18年の犯罪情勢」2007（平成19）年

## II-2 性暴力・ストーカー等の防止

### 1 ストーカー事案の認知件数

付表 II-2-1 ストーカー事案の認知件数(全国)

区分	平成12 (2000) 年	平成13 (2001) 年	平成14 (2002) 年	平成15 (2003) 年	平成16 (2004) 年	平成17 (2005) 年	平成18 (2006) 年	平成19 (2007) 年
認知件数 (件)	2,280	14,662	12,024	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463

注1：平成12(2000)年は11月24日（法施行日）から12月31日までの間。

注2：認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

## 2 ストーカー規制法の適用状況

付表 II-2-2 ストーカー規制法の適用状況(都・全国)

<都>

(単位：件、( )は%)

区分	平成13 (2001) 年	平成14 (2002) 年	平成15 (2003) 年	平成16 (2004) 年	平成17 (2005) 年	平成18 (2006) 年	対前年増減数 (%)
警告	57	62	78	74	67	110	43 (64.2)
禁止命令等	9	4	7	5	5	6	1 (20.0)
警察本部長等 の援助	52	67	40	41	132	138	6 (4.5)
検挙	10	17	16	20	19	20	1 (5.3)
ストーカー 行為罪	7	14	15	16	19	18	-1 (-5.3)
禁止命令等 違反	3	3	1	4	0	2	2 (100.0)

資料：「警視庁の統計」

<全国>

(単位：件、( )は%)

区分	平成12 (2000) 年	平成13 (2001) 年	平成14 (2002) 年	平成15 (2003) 年	平成16 (2004) 年	平成17 (2005) 年	平成18 (2006) 年	平成19 (2007) 年	対前年増減数 (%)	法施行後 の累計
警告	117	871	965	1,169	1,221	1,133	1,375	1,384	+9 (+0.7)	8,235
禁止命令等	2	36	32	24	24	22	19	17	-2 (-10.5)	176
警察本部長等 の援助	80	719	677	856	1,356	1,569	1,631	2,141	+510 (+31.3)	9,029
検挙	22	142	178	192	206	200	183	242	+59 (+32.2)	1,365
ストーカー行 為罪	22	131	170	185	200	198	178	240	+62 (+34.8)	1,324
禁止命令等 違反	0	11	8	7	6	2	5	2	-3 (-60.0)	41

注：平成12(2000)年は11月24日（法施行日）から12月31日までの間

資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

### 3 ストーカー行為等を受けている人に対する援助内容

付表 II-2-3 ストーカー行為等を受けている人に対する援助内容(全国)

(単位：件、( )は%)

区分	平成12 (2000) 年	平成13 (2001) 年	平成14 (2002) 年	平成15 (2003) 年	平成16 (2004) 年	平成17 (2005) 年	平成18 (2006) 年	平成19 (2007) 年	対前年増減数 (%)	法施行 後の 累計
被害防止措置 の教示 (法第7条第1項)	38	348	410	743	805	653	670	885	+215 (+32.1)	4,552
被害防止交渉に 必要な事項の連絡 (規則9条1号)	7	99	54	78	83	122	81	76	-5 (-6.2)	600
行為者の氏名及び 連絡先の教示 (規則9条2号)	1	45	39	50	52	55	62	79	+17 (+27.4)	383
被害防止交渉に 関する助言 (規則9条3号)	20	124	106	129	173	155	121	130	+9 (+7.4)	958
民間組織の紹介 (規則9条4号)	2	16	10	18	18	23	14	13	-1 (-7.1)	114
警察施設の利用 (規則9条5号)	18	137	110	111	127	153	147	148	+1 (+0.7)	951
物品の教示又は 貸出し (規則9条6号)	41	370	415	510	508	476	409	472	+63 (+15.4)	3,201
警告を実施した 旨の書面交付 (規則9条7号)	5	41	21	12	42	37	27	36	+9 (+33.3)	221
その他被害防止の ための援助 (規則9条8号)	16	104	127	69	397	725	835	968	+133 (+15.9)	3,241

注：「その他被害防止のための援助」には、住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出が含まれる。

注：グラフは平成14～18年の上位5項目で作成。

資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

#### 4 強姦事件の認知件数と検挙件数の状況

付表 Ⅱ-2-4 強姦事件の認知件数と検挙件数の推移(都・全国)

##### <都>

区 分	認知件数 (人)	検挙件数 (人)	検挙人員 (人)	検挙率 (%)
平成13(2001)年	254	177	121	69.7
平成14(2002)年	273	201	129	73.6
平成15(2003)年	288	216	166	75.0
平成16(2004)年	263	171	124	65.0
平成17(2005)年	231	170	127	73.6
平成18(2006)年	232	169	143	72.8
平成19(2007)年	234	189	152	80.8

##### <全国>

区 分	認知件数 (人)	検挙件数 (人)	検挙人員 (人)	検挙率 (%)
平成13(2001)年	2,228	1,404	1,277	63.0
平成14(2002)年	2,357	1,468	1,355	62.3
平成15(2003)年	2,472	1,569	1,342	63.5
平成16(2004)年	2,176	1,403	1,107	64.5
平成17(2005)年	2,076	1,443	1,074	69.5
平成18(2006)年	1,948	1,460	1,058	74.9
平成19(2007)年	1,766	1,394	1,013	78.9

資料：警察庁「犯罪統計資料」

## 5 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の状況

付表 II-2-5 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移(都・全国)

### <都>

区 分	認知件数 (人)	検挙件数 (人)	検挙人員 (人)	検挙率 (%)
平成13(2001)年	1,182	576	446	48.7
平成14(2002)年	1,001	466	377	46.6
平成15(2003)年	1,278	609	458	47.7
平成16(2004)年	1,261	597	482	47.3
平成17(2005)年	1,018	577	462	56.7
平成18(2006)年	1,091	634	474	58.1
平成19(2007)年	1,156	643	483	55.6

### <全国>

区 分	認知件数 (人)	検挙件数 (人)	検挙人員 (人)	検挙率 (%)
平成13(2001)年	9,326	3,887	2,236	41.7
平成14(2002)年	9,476	3,367	2,130	35.5
平成15(2003)年	10,029	3,893	2,273	38.8
平成16(2004)年	9,184	3,656	2,225	39.8
平成17(2005)年	8,751	3,797	2,286	43.4
平成18(2006)年	8,326	3,779	2,254	45.4
平成19(2007)年	7,664	3,542	2,240	46.2

資料：警察庁「犯罪統計資料」

## II-3 セクシュアル・ハラスメントの防止

### 1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数

付表 II-3-1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移(都・全国)  
 <都>

(単位：件、( )は%)

	合計	労働者	使用者	その他	男性	女性
平成11 (1999)年度	1,230件 (100.0)	854件 (69.4)	296件 (24.1)	80件 (6.5)	368件 (29.9)	862件 (70.1)
平成12 (2000)年度	1,395件 (100.0)	909件 (65.2)	406件 (29.1)	80件 (5.7)	542件 (38.9)	853件 (61.1)
平成13 (2001)年度	1,132件 (100.0)	786件 (69.4)	284件 (25.1)	62件 (5.5)	398件 (35.2)	734件 (64.8)
平成14 (2002)年度	1,287件 (100.0)	826件 (64.2)	371件 (28.8)	90件 (7.0)	465件 (36.1)	822件 (63.9)
平成15 (2003)年度	1,369件 (100.0)	884件 (64.6)	360件 (26.3)	125件 (9.1)	513件 (37.5)	856件 (62.5)
平成16 (2004)年度	2,009件 (100.0)	1,250件 (62.2)	680件 (33.8)	79件 (3.9)	793件 (39.5)	1,216件 (60.5)
平成17 (2005)年度	2,325件 (100.0)	1,434件 (61.7)	812件 (34.9)	79件 (3.4)	881件 (37.9)	1,444件 (62.1)
平成18 (2006)年度	2,556件 (100.0)	1,603件 (62.7)	896件 (35.1)	57件 (2.2)	1,071件 (41.9)	1,485件 (58.1)

注1：相談件数は、労働者、使用者、その他・不明の合計である。

注2：「その他」：労働者か使用者か不明の場合、無職、社会保険労務士等からの問い合わせなど

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」

### <全国>

(単位：件)

	計	事業主	女性労働者等
平成11 (1999)年度	9,451	4,569	4,882
平成12 (2000)年度	8,614	2,731	5,883
平成13 (2001)年度	7,633	1,708	5,925
平成14 (2002)年度	7,682	1,758	5,924
平成15 (2003)年度	7,403	1,479	5,924
平成16 (2004)年度	7,706	1,415	6,291
平成17 (2005)年度	7,890	1,385	6,505
平成18 (2006)年度	11,102	3,312	7,790

注1：雇用均等室へ寄せられた相談件数

注2：「女性労働者等」とは本人以外(親族・組合等)、男性労働者も含む。

注3：男女別の件数は出ていない。

資料：厚生労働省「第22回男女雇用機会均等月間」「労働政策審議会雇用均等分科会第36回資料」

## 2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容

付表 II-3-2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容(都)

(単位：件、( )は%)

内容	平成14 (2002)年度	平成15 (2003)年度	平成16 (2004)年度	平成17 (2005)年度	平成18 (2006)年度
対価型、地位利用型セクハラに関する労働者からの相談	609件 (47.3)	735件 (53.7)	1,125件 (56.0)	1,194件 (51.4)	1,220件 (47.7)
環境型セクハラに関する労働者からの相談	347件 (27.0)	132件 (9.6)	172件 (8.6)	415件 (17.8)	464件 (18.2)
セクハラに関する人事労務管理上の相談	128件 (9.9)	122件 (8.9)	327件 (16.3)	435件 (18.7)	450件 (17.6)
セクハラを行ったとされている被疑者からの相談	35件 (2.7)	89件 (6.5)	121件 (6.0)	183件 (7.9)	183件 (7.2)
その他・不明	168件 (13.1)	291件 (21.3)	264件 (13.1)	98件 (4.2)	239件 (9.4)
計	1,287件 (100.0)	1,369件 (100.0)	2,009件 (100.0)	2,325件 (100.0)	2,556件 (100.0)

注1：「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した社員を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注2：「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場にヌードポスターなどを掲示し、労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」

## II-4 生涯を通じた男女の健康支援

### 1 年齢階級別健康診断受診率

付表 II-4-1 年齢階級別健康診断受診率(全国)

(単位:%)

性 年齢階級	総 数	健診等を受けたことがある(複数回答)						健診等を 受けたこと がない
		総数	市区町村 で行う健診	職場に おける健診	学校に おける健診	人間ドック	その他	
総 数	100.0	60.4(100.0)	32.6	45.0	2.2	8.0	5.4	36.1
20～24歳	100.0	50.9(100.0)	4.2	51.7	31.5	0.5	2.9	45.8
25～34	100.0	54.6(100.0)	8.5	75.6	1.4	1.8	2.8	43.1
35～44	100.0	62.4(100.0)	15.4	64.1	0.4	8.4	3.5	35.6
45～54	100.0	66.7(100.0)	21.5	56.7	0.3	12.4	4.2	31.0
55～64	100.0	64.1(100.0)	38.7	39.6	0.2	12.2	5.8	32.3
65～74	100.0	61.7(100.0)	69.7	8.5	0.1	7.9	8.5	33.2
75～84	100.0	55.7(100.0)	72.4	1.7	0.1	4.3	11.5	37.2
85歳以上	100.0	41.5(100.0)	69.7	0.6	0.1	2.5	14.5	50.1
(再掲)65歳以上	100.0	58.0(100.0)	70.5	5.9	0.1	6.4	9.8	35.9
(再掲)70歳以上	100.0	56.3(100.0)	72.5	2.7	0.1	5.0	10.8	37.1
男	100.0	65.9(100.0)	22.6	55.1	2.3	9.1	4.5	30.9
20～24歳	100.0	50.7(100.0)	3.4	48.4	34.4	0.6	2.8	46.0
25～34	100.0	63.9(100.0)	4.3	80.1	1.5	1.7	1.7	33.6
35～44	100.0	72.7(100.0)	6.6	74.0	0.3	8.7	1.9	25.0
45～54	100.0	73.0(100.0)	11.0	67.3	0.3	13.3	2.9	24.6
55～64	100.0	67.9(100.0)	24.4	53.1	0.3	14.3	5.3	28.9
65～74	100.0	62.0(100.0)	63.3	13.8	0.1	10.3	9.5	33.6
75～84	100.0	57.7(100.0)	72.0	2.7	0.1	5.8	11.6	36.2
85歳以上	100.0	45.9(100.0)	69.2	0.9	0.1	2.7	14.3	45.9
(再掲)65歳以上	100.0	59.7(100.0)	66.2	9.9	0.1	8.6	10.4	35.1
(再掲)70歳以上	100.0	58.3(100.0)	70.7	4.6	0.1	6.9	11.1	35.9
女	100.0	55.3(100.0)	43.5	34.1	2.0	6.9	6.4	41.0
20～24歳	100.0	51.2(100.0)	5.0	55.1	28.6	0.5	3.0	45.6
25～34	100.0	45.8(100.0)	14.2	69.6	1.3	1.9	4.1	52.2
35～44	100.0	52.5(100.0)	27.0	50.9	0.4	8.0	5.5	45.8
45～54	100.0	60.4(100.0)	33.8	44.1	0.3	11.3	5.8	37.2
55～64	100.0	60.6(100.0)	53.7	25.3	0.1	10.1	6.3	35.4
65～74	100.0	61.4(100.0)	75.3	3.9	0.1	5.7	7.6	32.9
75～84	100.0	54.3(100.0)	72.7	0.9	0.1	3.1	11.5	37.9
85歳以上	100.0	39.5(100.0)	69.9	0.5	-	2.5	14.7	52.0
(再掲)65歳以上	100.0	56.8(100.0)	74.1	2.7	0.1	4.6	9.4	36.5
(再掲)70歳以上	100.0	54.8(100.0)	73.9	1.3	0.1	3.6	10.6	37.9

注: 「総数」には、健診等受診の有無不詳を含む。

資料: 厚生労働省「国民生活基礎調査」平成16年

## 2 メンタルヘルス労働相談件数

付表 II-4-2 メンタルヘルス労働相談件数(都)

(単位：件、%)

	平成13 (2001) 年度	平成14 (2002) 年度	平成15 (2003) 年度	平成16 (2004) 年度	平成17 (2005) 年度	平成18 (2006) 年度
労働相談総数	52,445	51,033	49,156	44,737	48,792	55,700
メンタルヘルス労働相談	711	672	963	1,765	1,810	2,891
女性			521	867	897	1,329
男性			442	898	913	1,562
労働相談全体に占める メンタルヘルス労働相談 の割合(男女計) (%)	1.4	1.3	2.0	3.9	3.7	5.2

注：労働相談・あっせんの中では、本人自らが「心の問題を抱えている」と話した場合、使用者との調整の中で心の問題が浮かび上がってきた場合のみ「メンタルヘルス」としてカウントしている(相談担当から確認するような行為は、労働相談の円滑な進行を妨げるおそれがあるため)。このため、数値は参考数字である。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」(平成18年度)

## 3 メンタルヘルス労働相談の内容

付表 II-4-3 相談内容の構成比(都)

(単位：%)

相談内容	相談全体	メンタルヘルス 労働相談
人間関係	7.0	16.6
労働時間	3.4	6.6
休日休暇	4.7	7.0
退職	7.3	10.3
賃金不払	10.1	7.7
解雇	10.0	6.5
安全衛生	1.1	2.1
労災保険	1.9	3.0
健保年金	2.9	5.0
雇用関連	3.1	8.0
その他	48.5	27.2
計	100.0	100.0

注：平成19年度上半期(平成19年4月1日から同年9月30日まで)

資料：東京都産業労働局「平成19年度上半期の労働相談状況及び街頭労働相談実施結果について」

#### 4 乳がん・子宮がん検診受診率

付表 II-4-4 乳がん検診受診率(都・全国)

<都>

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成11(1999)年	3,006,594	214,593	7.1
平成12(2000)年	3,136,733	221,311	7.1
平成13(2001)年	3,082,614	244,211	7.9
平成14(2002)年	3,296,044	256,825	7.8
平成15(2003)年	3,380,563	268,556	7.9
平成16(2004)年	2,885,568	138,321	4.8
平成17(2005)年	2,806,323	136,901	8.6

<全国>

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成11(1999)年	26,227,471	3,057,444	11.7
平成12(2000)年	26,444,675	3,093,798	11.7
平成13(2001)年	26,594,485	3,279,212	12.3
平成14(2002)年	26,824,473	3,337,202	12.4
平成15(2003)年	26,956,184	3,488,074	12.9
平成16(2004)年	23,927,018	2,698,947	11.3
平成17(2005)年	22,725,531	2,267,189	17.6

注1:対象者は平成15年度以前は30歳以上の女性。平成16年度以降は40歳以上の女性。

注2:検診項目 問診、並びに視触診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

注3:受診者数 平成14年度以前「視触診方式のみ」と「マンモグラフィ併用方式」を合わせた者  
平成15～17年度「視触診方式」と「視触診方式及びマンモグラフィ」を合わせた者

注4:受診率=(受診者数/対象者数)×100

なお平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から「乳がん」及び「子宮がん」の受診率の算出方法を変更。

受診率=(前年度の受診者数+当該年度の受診者数-2年連続の受診者数)/(当該年度の対象者数)×100

注5:平成19年公表の平成17(2005)年度の数値が最新のデータである。

資料:厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

付表 II-4-5 子宮がん検診受診率(都・全国)

<都>

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成11(1999)年	2,889,937	243,533	8.4
平成12(2000)年	3,016,395	251,994	8.4
平成13(2001)年	3,004,764	277,458	9.2
平成14(2002)年	3,211,146	280,926	8.7
平成15(2003)年	3,304,888	308,209	9.3
平成16(2004)年	3,969,425	298,169	7.5
平成17(2005)年	4,251,551	238,399	10.7

<全国>

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成11(1999)年	25,641,435	3,508,486	13.7
平成12(2000)年	25,848,422	3,577,540	13.8
平成13(2001)年	26,116,115	3,825,670	14.6
平成14(2002)年	26,515,244	3,863,380	14.6
平成15(2003)年	26,723,632	4,087,444	15.3
平成16(2004)年	29,373,104	3,995,021	13.6
平成17(2005)年	30,391,081	3,439,094	18.9

注1:対象者は平成15年度以前は30歳以上の女性。平成16年度以降は20歳以上の女性

注2:検診項目 問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコブ検査。

医師が必要と認める者に対しては、子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)

注3:受診者数 平成14年度以前「頸部」。平成15・16年度「頸部のみ」と「頸部及び体部」を合わせた者。  
平成17年度「頸部」。

注4:受診率=(受診者数/対象者数)×100

なお平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から「乳がん」及び「子宮がん」の受診率の算出方法を変更。

受診率=(前年度の受診者数+当該年度の受診者数-2年連続の受診者数)/(当該年度の対象者数)×100

注5:平成19年公表の平成17(2005)年度の数値が最新のデータである。

資料:厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

## 5 人工妊娠中絶件数の推移

付表 II-4-6 (1) 年代別人工妊娠中絶件数の推移(都・全国)

### <都>

(単位:件)

	平成12 (2000) 年度	平成13 (2001) 年度	平成14 (2002) 年度	平成15 (2003) 年度	平成16 (2004) 年度	平成17 (2005) 年度	平成18 (2006) 年度
総数	28,589	28,899	29,141	29,143	28,388	28,628	28,393
20歳未満	2,912	2,953	2,915	2,702	2,455	2,194	2,150
20～24歳	7,903	7,934	7,953	8,093	7,936	8,201	8,055
25～29歳	6,813	6,864	6,903	6,880	6,769	6,962	6,949
30～34歳	5,172	5,366	5,535	5,616	5,592	5,474	5,365
35～39歳	4,011	3,940	4,054	4,086	3,985	4,037	4,150
40～44歳	1,628	1,692	1,643	1,632	1,533	1,618	1,597
45～49歳	145	149	137	132	117	139	126
50歳以上	5	1	1	-	1	3	1
不詳	-	-	-	2	-	-	-

### <全国>

(単位:件)

	平成12 (2000) 年度	平成13 (2001) 年度	平成14 (2002) 年度	平成15 (2003) 年度	平成16 (2004) 年度	平成17 (2005) 年度	平成18 (2006) 年度
総数	341,146	341,588	329,326	319,831	301,673	289,127	276,352
20歳未満	44,477	46,511	44,987	40,475	34,745	30,119	27,367
20～24歳	82,598	82,540	79,224	77,469	74,711	72,217	68,563
25～29歳	72,626	72,621	68,766	66,297	61,881	59,911	57,698
30～34歳	61,836	63,153	63,293	63,923	61,628	59,748	57,516
35～39歳	53,078	51,391	49,403	48,687	46,878	46,038	45,856
40～44歳	24,117	23,085	21,618	20,950	20,067	19,319	17,725
45～49歳	2,287	2,139	1,885	1,853	1,666	1,663	1,572
50歳以上	42	30	36	28	16	28	26
不詳	85	118	114	149	81	84	29

資料:厚生労働省「衛生行政報告例」

付表 II-4-6 (2) 人工妊娠中絶件数の推移(都・全国)

(単位：件)

区 分	2000 (平成12) 年	2001 (平成13) 年	2002 (平成14) 年	2003 (平成15) 年	2004 (平成16) 年	2005 (平成17) 年	2006 (平成18) 年
全 国	341,146	341,588	329,326	319,831	301,673	289,127	276,352
北海道	22,642	22,665	20,834	19,413	17,748	16,622	15,022
青森県	4,429	4,408	3,866	3,569	3,562	3,310	3,073
岩手県	5,295	5,173	4,903	4,669	4,245	3,796	3,650
宮城県	8,230	8,316	8,097	7,931	6,645	6,577	6,243
秋田県	4,035	3,926	3,644	3,367	3,028	2,712	2,587
山形県	3,954	3,888	3,626	3,279	3,097	2,897	2,584
福島県	7,980	8,238	7,781	7,159	6,906	6,243	5,948
茨城県	6,438	6,472	6,836	5,346	5,431	5,634	4,965
栃木県	6,179	6,223	6,025	5,575	5,006	4,935	4,627
群馬県	5,924	5,957	5,404	5,098	4,955	4,847	4,529
埼玉県	13,908	12,574	13,883	15,543	12,876	12,720	13,173
千葉県	11,145	10,808	10,025	9,597	9,305	9,094	8,918
東京都	28,589	28,899	29,141	29,143	28,388	28,628	28,393
神奈川県	18,061	18,321	17,969	17,078	16,798	16,579	15,468
新潟県	6,974	6,627	6,331	5,897	5,696	5,269	4,879
富山県	2,598	2,638	2,665	2,498	2,358	2,299	2,258
石川県	3,054	3,051	2,974	2,911	2,671	2,558	2,359
福井県	2,223	2,187	2,044	1,817	1,720	1,601	1,587
山梨県	1,384	1,422	1,305	1,425	1,336	1,423	1,284
長野県	6,580	6,781	6,380	6,636	5,844	5,764	5,337
岐阜県	5,276	5,222	4,779	4,958	4,968	4,287	4,096
静岡県	8,581	9,017	8,503	8,106	7,924	7,443	7,176
愛知県	17,015	16,772	15,560	16,000	15,113	14,502	14,131
三重県	5,198	5,332	5,075	5,130	4,723	4,552	4,294
滋賀県	3,674	3,661	3,414	3,273	2,939	2,758	2,672
京都府	6,611	6,683	6,497	6,149	5,851	5,661	5,237
大阪府	19,828	20,659	20,184	20,466	19,757	19,507	19,121
兵庫県	12,208	11,966	11,702	11,666	11,266	10,944	9,910
奈良県	1,899	1,961	1,967	2,055	1,913	1,836	1,709
和歌山県	2,705	2,778	2,959	2,520	2,429	2,244	2,070
鳥取県	2,244	2,294	2,410	2,432	2,163	1,960	1,770
島根県	1,749	1,831	1,796	1,601	1,439	1,294	1,240
岡山県	6,856	7,138	6,525	6,315	5,743	4,436	5,097
広島県	8,609	8,519	8,092	8,032	7,646	7,230	6,947
山口県	3,593	3,779	3,617	3,649	3,472	3,173	2,958
徳島県	1,851	2,003	1,959	1,982	1,999	1,869	1,727
香川県	3,311	3,340	3,094	2,948	2,686	2,533	2,391
愛媛県	4,125	4,188	4,060	4,011	3,967	3,632	3,504
高知県	3,025	3,101	2,803	2,705	2,534	2,326	2,080
福岡県	20,105	20,095	19,836	18,748	17,741	16,747	15,664
佐賀県	3,552	3,520	3,396	3,215	3,103	2,824	2,637
長崎県	5,695	5,712	5,203	5,131	4,490	4,245	3,892
熊本県	6,497	6,281	6,060	5,966	5,619	5,540	5,634
大分県	4,972	4,672	4,299	4,180	3,626	3,474	3,114
宮崎県	3,712	3,546	3,131	2,278	3,221	3,024	2,882
鹿児島県	5,488	5,586	5,628	5,173	4,768	4,534	4,421
沖縄県	3,145	3,358	3,044	3,191	2,958	3,044	3,094

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

## 6 HIV感染者、AIDS患者数

付表 Ⅱ-4-7 (1) HIV感染者とAIDS患者の報告数の推移(都)

(単位：件)

区分	日本国籍男性	日本国籍女性	外国国籍男性	外国国籍女性	合計
平成2(1990)年	24	9	12	6	51
平成3(1991)年	34	3	13	7	57
平成4(1992)年	54	3	20	51	128
平成5(1993)年	59	7	25	28	119
平成6(1994)年	86	5	18	15	124
平成7(1995)年	97	6	22	18	143
平成8(1996)年	138	17	39	15	209
平成9(1997)年	163	11	23	18	215
平成10(1998)年	155	11	33	16	215
平成11(1999)年	248	14	39	24	325
平成12(2000)年	241	17	33	17	308
平成13(2001)年	295	18	47	16	376
平成14(2002)年	313	17	29	9	368
平成15(2003)年	303	12	29	15	359
平成16(2004)年	345	20	32	14	411
平成17(2005)年	366	13	29	9	417
平成18(2006)年	402	14	31	6	453

注1：HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）が体内に入り、「感染」した状態になっているが、「発症」していない状態。

注2：AIDS患者とは、HIVにより免疫機能が低下し、「指標疾患」と呼ばれる、決められた疾患の症状が認められた場合。

資料：東京都福祉保健局「東京都のHIV感染者・AIDS患者の動向及び検査・相談事業の実績」

付表 Ⅱ-4-7 (2) HIV感染者とAIDS患者の推定感染経路別の年次推移(都)

(単位：件)

区分	同性間性的接触	異性間性的接触	不明、その他	合計
平成2(1990)年	19	20	12	51
平成3(1991)年	26	23	8	57
平成4(1992)年	34	62	32	128
平成5(1993)年	39	45	35	119
平成6(1994)年	56	46	22	124
平成7(1995)年	54	68	21	143
平成8(1996)年	86	80	43	209
平成9(1997)年	90	83	42	215
平成10(1998)年	88	77	50	215
平成11(1999)年	142	116	57	315
平成12(2000)年	170	90	48	308
平成13(2001)年	214	104	58	376
平成14(2002)年	228	94	46	368
平成15(2003)年	224	88	47	359
平成16(2004)年	254	98	59	411
平成17(2005)年	281	99	37	417
平成18(2006)年	326	75	52	453

資料：東京都福祉保健局「東京都のHIV感染者・AIDS患者の動向及び検査・相談事業の実績」

## 7 STI（性感染症）の患者数

付表 II-4-8 STI(性感染症)の患者数の推移(都)

### 10～19歳(女性)

(単位：人)

	平成11 (1999)年	平成12 (2000)年	平成13 (2001)年	平成14 (2002)年	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年
性器クラミジア感染症	138	152	203	175	166	155	113	135
性器ヘルペスウイルス感染症	23	24	24	24	17	20	16	15
尖圭コンジローマ	13	39	40	21	22	26	9	10
淋菌感染症	33	23	43	47	58	33	26	17
膺トリコモナス症	13	17	16	26	23	20	13	14
梅毒様疾患	1	0	2	1	1	1	1	0
計	221	255	328	294	287	255	178	191

### 10～19歳(男性)

(単位：人)

	平成11 (1999)年	平成12 (2000)年	平成13 (2001)年	平成14 (2002)年	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年
性器クラミジア感染症	36	73	69	65	46	36	29	33
性器ヘルペスウイルス感染症	13	17	15	8	7	3	5	4
尖圭コンジローマ	26	36	28	12	6	2	11	5
淋菌感染症	50	52	39	49	35	26	17	19
膺トリコモナス症	2	1	0	0	1	0	0	0
梅毒様疾患	0	1	0	0	0	0	0	1
計	127	180	151	134	95	67	62	62

資料：東京都福祉保健局「感染症発生動向調査事業報告書」

## 8 薬物事犯の検挙状況

付表 II-4-9 薬物事犯の検挙数(都)

(単位：件数、( )内は%)

区分	平成11 (1999)年	平成12 (2000)年	平成13 (2001)年	平成14 (2002)年	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	対前年 増減比
女性	539 (17.1)	498 (15.3)	543 (15.8)	510 (15.2)	416 (13.6)	409 (14.0)	515 (15.4)	461 (15.2)	-54 -10.5
男性	2,613 (82.9)	2,752 (84.7)	2,889 (84.2)	2,842 (84.8)	2,637 (86.4)	2,511 (86.0)	2,820 (84.6)	2,568 (84.8)	-252 -8.9
合計	3,152 (100.0)	3,250 (100.0)	3,432 (100.0)	3,352 (100.0)	3,053 (100.0)	2,920 (100.0)	3,335 (100.0)	3,029 (100.0)	-306 -9.2

資料：警視庁

## II-5 男女平等参画とメディア

### 1 メディアにおける女性の参画状況

付表 II-5-1 各種メディアにおける女性従業員の割合

#### <新聞>

(単位：%)

区分	全従業員に占める女性の割合	記者総数に占める女性記者の割合
昭和50(1970)年	8.8	
昭和55(1980)年	8.1	
昭和60(1985)年	6.2	
平成元(1989)年	7.1	
平成4(1992)年	8.5	6.9
平成7(1995)年	9.0	8.1
平成11(1999)年	9.9	10.2
平成12(2000)年	9.9	10.2
平成13(2001)年	10.0	10.6
平成14(2002)年	10.4	11.4
平成15(2003)年	10.8	11.5
平成16(2004)年	11.0	11.7
平成17(2005)年	11.4	12.0
平成18(2006)年	11.9	12.7

注：平成3年以前の女性記者数のデータはない。

資料：(社)日本新聞協会資料より作成

#### <民間放送>

(単位：%)

区分	全従業員に占める女性の割合	全役付従業員に占める女性記者の割合
昭和50(1970)年	16.9	
昭和55(1980)年	17.0	
昭和56(1981)年	17.0	1.7
昭和60(1985)年	17.1	2.1
平成2(1990)年	18.5	2.7
平成7(1995)年	20.2	4.0
平成11(1999)年	20.7	6.6
平成12(2000)年	20.7	6.8
平成13(2001)年	20.9	7.7
平成14(2002)年	20.8	7.9
平成15(2003)年	20.5	7.9
平成16(2004)年	20.7	8.5
平成17(2005)年	21.0	9.2
平成18(2006)年	21.0	9.7

注1：役付従業員とは、課長（課長待遇、同等及び資格職を含む）以上の職にあるものをいう。

注2：昭和55年以前の役付従業員のデータはない。

資料：(社)日本民間放送連盟資料より作成

**<日本放送協会>**

(単位：%)

区分	全従業員に占める 女性の割合	全管理職・専門職に占める 女性記者の割合
昭和50(1975)年	6.2	
昭和55(1980)年	6.4	
昭和60(1985)年	6.1	
平成2(1990)年	5.9	1.3
平成7(1995)年	7.9	1.7
平成11(1999)年	8.7	2.1
平成12(2000)年	9.1	2.4
平成13(2001)年	9.5	2.6
平成14(2002)年	10.0	2.7
平成15(2003)年	10.5	2.9
平成16(2004)年	10.7	2.9
平成17(2005)年	11.3	2.7
平成18(2006)年	11.5	2.9

注1：管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く単位の長（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）をいう。

注2：平成元年以前の役付従業員のデータはない。

資料：（社）日本放送協会資料より作成